

修正後	修正前
<p>(個人の権利利益の保護等)</p> <p>第十条 デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようにするとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図らなければならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の情報システムの共同化等)</p> <p>第二十九条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約を可能とする措置(全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備を含む。)を講ずるよう努め、並びに個人番号の利用の範囲の拡大その他の国及び地方公共団体における高度情報通信ネットワークの利</p>	<p>(個人及び法人の権利利益の保護等)</p> <p>第十条 デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図らなければならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の情報システムの共同化等)</p> <p>第二十九条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進(全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備を含む。)個人番号の利用の範囲の拡大その他の国及び地方公共団体における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の</p>

用及び情報通信技術を用いた情報の活用を積極的に推進するため
に必要な措置を講じなければならない。

(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等)

第三十七条 [略]

2 〵 4 [略]

5 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影
響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当
該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市
議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の第三
項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたもの
をいう。）及び地方公共団体の職員が組織する団体の全国的規模の
連合体その他の関係者の意見を聴かなければならない。

6 〵 8 [略]

活用を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければな
らない。

(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等)

第三十七条 [略]

2 〵 4 [略]

5 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影
響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当
該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市
議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の第三
項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたもの
をいう。）の意見を聴かなければならない。

6 〵 8 [略]